

重 要

授業料の預金口座振替について

各位

国立大学法人熊本大学

授業料の納入は、現金取扱に伴う事故防止等のため原則として「銀行預金口座自動引落し（口座振替）」による納入をお願いしております。つきましては、以下のとおりすべての学生の皆さんに手続きをお願いしております。

【授業料 預金口座振替依頼書の記入・提出について】

- 合格通知書に同封される「授業料 預金口座振替依頼書」（3枚複写）の必要事項を記入要領を参照してもれなく記入してください。
- 銀行届出印を確認の上、印影がわかるよう濃くはっきりと押印してください。
- 学生番号は学生証（4月に入部式等で交付）を確認の上、記入してください。
- **4月の入部式時の説明に従って提出してください。入学前に金融機関に提出しないでください。**
- 3枚目は本人用控です。切り離して**1枚目と2枚目を大学へ提出してください。**

【授業料 預金口座振替依頼書の内容不備について】

- 記入内容等に不備がある場合は、所属学部の教務担当からご本人にお返しします。修正の上、大学へ再提出してください。
振替予備日もしくは翌期からの引落としとなります。

【授業料の口座振替について】

- 口座振替日（金融機関休業日の場合は翌営業日となります。）：
前期：4月27日（**新入生初回は5月27日**）／予備日5月27日・7月12日
後期：10月27日／予備日12月12日
- 前営業日までに口座の残高が授業料の額以上となるように入金をお願いします。
- 授業料免除申請中は引落しされません。

※例年、口座名義や印鑑の相違等により口座振替できないケースが多発しております。必ずご確認の上、提出してください。

※1年生の初回のお引落しは5月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となります。

※熊本大学の学部生から大学院生への内部進学の場合も改めて提出してください。

●授業料免除申請について

授業料免除を申請する場合も口座振替の手続きが必要となります。

授業料免除申請を行い受理された方については、決定があるまで口座振替はされません。選考の結果、一部免除または不許可と決定された方は、口座振替もしくは納付書による支払いなど、別途支払いについて通知があります。各自掲示板等を確認してください。

●休学・退学等の場合

休学・退学等を願い出ようとする場合は、口座振替停止等の手続きがありますので、早めに所属学部の教務担当に相談してください。

●授業料の額等のお知らせについて

本学においては、授業料の額および納入期はホームページでお知らせしております。前期分は4月初め、後期分は10月初めに掲示します。

●個人情報の取り扱いについて

本学が「授業料 預金口座振替依頼書」により取得した個人情報は、授業料の口座振替に使用します。「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に規定されている場合を除き、ご本人の同意を得ることなく他の目的で利用または第三者に情報を提供することはありません。

〔お問合せ〕

財務課収入担当

(黒髪南地区・事務局本部 1 階)

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-39-1

TEL : 096-342-3176